

日本万国博覧会記念公園広告看板掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱(以下「要綱」という。)及び大阪府広告事業掲載基準(以下「掲載基準」という。)に定めるもののほか、日本万国博覧会記念公園(以下「万博記念公園」という。)内において大阪府日本万国博覧会記念公園事務所(以下「万博記念公園事務所」という。)が管理する看板枠(以下「園内看板枠」という。)に広告を掲出する場合における必要な事項について定めるものとする。

(広告の目的及び範囲)

第2条 園内看板枠を広告媒体として活用することにより、府有財産の有効活用並びに万博記念公園及びその周辺施設の集客向上や賑わい創出を図ることを目的とする。

2 次の各号の一に該当する広告は掲載できない。

- (1) 日本万国博覧会及び万博記念公園の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 広告閲覧者及びその周囲の者に不快の念を与えるおそれのあるもの

(広告看板設置事業者の決定)

第3条 園内広告看板設置事業者(以下「事業者」という。)については、別に定めるところにより決定する。

(広告看板設置事業者の責務)

第4条 事業者は、掲出しようとする広告の内容等が、本要領に違反しないよう注意する義務を負うものとする。なお、広告の掲出にあたっては、事前に万博記念公園事務所長(以下「所長」という。)の審査を受けて承認を得るものとする。

2 事業者は、掲出した広告に関する一切の責任を負うものとする。

3 事業者は、掲出した広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてについて権利関係に係る処理が完了していることを府に対して保証するものとする。

4 第三者から、広告に関して損害賠償請求等がなされた場合は、事業者の責任において解決するものとする。

(審査会の設置)

第5条 所長は、広告掲出の可否を審査するため、万博記念公園事務所内に大阪府日本万国博覧会記念公園広告看板審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、所長、事務次長、技術次長、総務・管理課長をもって構成する。なお、必要に応じて、所内関係課長を加えることができるものとする。

3 審査会は、事業者が園内広告看板を設置しようとするとき、または掲出した広告を変更しようするときに開催し、当該広告の掲出、または変更の可否等について審査するものとする。

(広告掲出の可否の決定)

第6条 所長は、事業者が新たに広告を掲出しようとするとき、または広告を変更しようとするときは、前条に規定する審査会を招集し、広告掲出の可否等を決定する。

2 所長は、前項の規定により広告掲出の可否について決定したときは、その結果について、速やかに事業者に通知するものとする。

(広告看板の作成)

第7条 掲出する園内広告看板は、事業者の責任及び負担で作成するものとする。

2 事業者は、掲出する広告の原稿、画像のデザイン及び内容について、事前に所長の了承を得るものとする。

(広告内容等の修正)

第8条 所長は、前条第1項に規定する園内広告看板の内容等が関係法令及び本要領等に違反、もしくは違反のおそれがあると判断したときは、事業者に対して広告の内容等の修正を求めることができるものとする。

(掲出の取消し等)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対する催告その他の手続きを要することなく、広告の掲出を取り消すものとする。

(1) 事業者が掲載基準第2に該当するに至ったとき

(2) 第8条の規定による広告の内容等の修正に従わないとき

(3) 広告の内容等が、その後の事情の変更等により、各種法令、要項、掲載基準または本要領に違反、あるいは違反するおそれのあるときであって、前条の規定によっても解消できないとき

(4) 事業者に本府の信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があったとき

(5) 事業者に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき

(6) 事業者の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

(7) 事業者から書面により、掲出取り下げの申し出があったとき

(8) 本府の業務上、やむを得ないとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、園内広告看板の掲出に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月27日から施行する。